

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」
の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集について

2026年1月20日
一般社団法人 日本STO協会

1. 改正の趣旨

電子記録移転権利の私募等の取扱いに関しては、「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」第3条第1項の規定において、適用除外電子記録移転権利同様、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イ(1)から(5)までに該当する者以外の者へ勧誘が出来ないこととされている。

一方で、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」においては、発行時の募集形態が私募等の取扱い等である電子記録移転権利については、取次型登録PTS業務での取り扱いができることとなっており、平仄が合わない等の指摘があったところである。

そこで、今般、取次型登録PTS業務において対象となる登録PTS銘柄の平仄を合わせるため、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」において、以下のとおり改正を行う。

- (1) 登録PTS銘柄の定義において、正会員が規則第19号で規定する取次型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該取次型PTS運営業務においては電子記録移転権利のうち「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」（以下「引受規則」という。）第3条第1項に規定する私

募等の取扱い等を行ったもの及び適用除外電子記録移転権利を除くこととする。
(第2条第1項第12号)

(2) 登録 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に記載する、発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項から、引受規則第3条第1項に規定する私募等の取扱い等を行った電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を登録 PTS 銘柄に追加する場合を除くこととする。
(第7条第2項第2号)

3. 施行の時期

この改正は、パブリックコメント募集終了後の理事会において施行日を決定する予定であるが、特段意見等が無い場合は 2026 年 xx 月 xx 日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：2026 年 1 月 20 日(火)から 2026 年 2 月 18 日(水)17:00 まで
(必着)
- ② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。
郵便の場合：〒102-0093 東京都千代田区平河町 1 丁目 1 番 8 号
麹町市原ビル 8 階
一般社団法人日本 STO 協会 自主規制企画・業務部 宛
専用フォームの場合：<https://forms.office.com/r/Qd9yEU2ezu>

(2) 意見の記入要領

件名を「処分通知等のデジタル化に関する『正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

一般社団法人 日本STO協会

自主規制企画・業務部 (TEL 03-6665-6800)

以上

「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の
一部改正（案）について

2026年1月20日

改 正 案	現 行
<p>私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (現行どおり) 1～11 (現行どおり) 12 登録 PTS 銘柄 <u>電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利</u> (ただし、正会員が第19号で規定する取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限り、当該取次型 PTS 運営業務においては電子記録移転権利のうち「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」(以下「引受規則」という。) 第3条第1項に規定する私募等の取扱い等を行ったもの及び適用除外電子記録移転権利を除く。) のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録 PTS における取引の対象とするものをいう。</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第7条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 (現行どおり) 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項 (引受規則第3条第1項に規定する私募等の取扱い等を行った電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。) 3～5 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、2026年●月●日より施行する。</p>	<p>私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (省略) 1～11 (省略) 12 登録 PTS 銘柄 <u>電子記録移転権利</u> (ただし、正会員が第20号で規定する自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う場合に限り、当該自社顧客型登録 PTS 運営業務においては電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利とする。) のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録 PTS における取引の対象とするものをいう。</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第7条 (省略) 2 (省略) 1 (省略) 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項 (適用除外電子記録移転権利を登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。) 3～5 (省略)</p>